

静労発基 0806 第 1 号  
令和 3 年 8 月 6 日

静岡地方最低賃金審議会  
会長 畑 隆 殿

静岡労働局長  
石丸



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 4 号）
- 2 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 2 号）
- 4 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年静岡労働局最低賃金公示第 5 号）